

地 水 火 風

恒
牧野
一

建築基準法に38条が復活する。「38条」と言われる、建築に携わっている方はピンと来ないと思うが、新たな材料や構法を開発した場合に、それが建築基準法令に適合していないくとも、国土交通大臣が個別に認めることがより使用できるようになるための特例条項のことだ。建築基準法が性能規定化された時に廃止されてしまったが、新たな技術開発にチャレンジしようとすると人たちはからいは、復活を求める声が強かった。今回は、これについて考えてみたい。

建築基準法に38条が復活する。「38条」と言われる、建築に携わっていない方はピンと来ないと思うが、新たな材料や構法を開発した場合に、それが建築基準法令に適合していないくとも、国土交

化されてから15年にならない。これまで降りてこられるまで金賃が安全な階段に入ることが証明できれば仕様規定の方は適用しない、などという規定にならなかった。その証明法は避難安全検証法として示された待望の改正だったが、期待したほどには技術開発は活性化せず「かえつて沈滞してしまった」と嘆く声が多かった。

その理由の一つとして関係者がやり玉に挙げているのが「38条の廃止」だ。

建築基準法・旧38条は「この章(筆者注:第3章 建築物の敷地、構造及び建築設備)の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建築大臣がその建築材料又は構造方法がこれら

規定によるものと同等以上の効力があると認める建築基準法が性能規定